

平成 29 年 5 月 16 日

平成 29 年度酪農経営安定対策補完事業
(乳用牛能力向上事業：優良乳用牛導入支援対策)

Q&A

(Q 1) 本事業は、いつから補助の対象になりますか？

(答) 平成 29 年 3 月 31 日付けで「平成 29 年度畜産業振興事業の補助金交付決定前着手届」を当団から農畜産業振興機構に提出していますので、平成 29 年 4 月 1 日から対象となります。遡って実施する場合は、別途に着手届を当団に提出してください。ただし、本事業は組合からの優良牛の貸付が行われるものです。ご注意願います。

(Q 2) 牛を導入する場合、牛の価格以外にも、運搬経費や、市場の手数料、消費税などいろいろな経費が発生するが、本事業の補助対象は、全て込みの経費か？

(答) 違います。本事業の補助の対象は、牛の本体価格のみです、消費税を含め、その他の経費は対象外となります。従いまして、領収書は牛の本体価格が明記されていることが必要になります。相対取引のときは気をつけてください。また、あり得ないと思いますが、牛の本体価格の最低価格は 4 万ないし 5 万となります。

(Q 3) 賃貸借契約なので対象牛の所有は生産者集団等となるが、その場合の固定資産はどうなるか？

(答) 生産者集団等の所有となり、4 年間の減価償却など資産管理する必要があります。ただし、固定資産税の対象とはなりません。

(Q 4) 賃貸借契約は、補助である 4～5 万円を差し引いた額をもとにして、貸付料を計算するのか？

(答) 補助金を差し引いてください。ただし、賃貸借に伴う手数料、利率などは本事業で規定するものではありません。

(Q 5) 賃貸借契約より導入した牛は転売できないのでしょうか？また、死亡した場合はどうすればよいのでしょうか？

(答) 転売はできません。死亡した場合は、改良事業団への届けが必要で、改良事業団に相談してください。

(Q 6) 遺伝的に高能力でも実際には低能力だったときなど、期間内であっても経営的に淘汰する必要がある。その場合、補助金の返還は発生するのか？また、淘汰の前に改良事業団に相談する必要があるのか？

(答) 疾病やけがによる低能力であれば、死亡に準じて改良事業団に届けてください。疾病以外ではケースによっては返還の可能性があるため、事前に相談してください。

(Q 7) 本事業で牛を導入した農家は、賃貸借契約が終了するまで、牛群検定を継続しなければなりませんか？

(答) 原則として牛群検定を継続してください。やむを得ない事情がある場合は改良事業団に相談してください。

(Q 8) 農家指導は毎月行うものでしょうか？

(答) 特に制限はありません。申請された実施計画に従ってください。

(Q 9) 農協の公用車を利用して農家指導を行った場合、その経費は補助の対象になりますか？

(答) 補助の対象にはなりません。

(Q 10) 農協の職員に支払う指導費は補助対象になりますか？

(答) 農協の職員の方の指導費は対象とすることは出来ます。ただし、本来業務としっかりと仕分けて、業務日誌などで管理する必要があります。

(Q 11) 指導は検定立会時に行うことができますか？

(答) 検定立会の経費の補助を別途に受けているのであれば、本事業においては、経費請求できません。

(Q 12) 経費の積算はどのように行えば良いですか？

(答) 資料「平成 29 年度酪農経営安定対策補完事業（乳用牛能力向上事業：優良乳用牛導入支援対策）実施にあたっての留意事項－平成 29 年 5 月 16 日版－」及び「畜産業振興事業に係る推進事務費の標準的使用基準について」を参考に算出してください。

(Q 13) 取りまとめ賃金を申請する際、どのような書類を整備すれば良いですか？

(答) 業務日誌、出勤簿等を作成、整備し、保管してください。

(Q 1 4) 導入貸付けの事業を行うにあたって、指導業務はもちろん行うが、指導関連の経費請求は行わないという事業のやり方は出来るか？

(答) 出来るが、日誌やチェックシート等の実績の保管等を含め、書類関係の事務は同様に行う必要がある。

(Q 1 5) 農業高校、畜産センターは補助対象となりますか？

(答) 導入貸付け及び指導の補助対象とはできません。

(Q 1 6) 導入を行う生産者集団が検定組合と委託契約をすることで連携しても良いですか？

(答) 出来ません。原則として、別個に事業参加してください。

(Q 1 7) 導入を行う生産者集団等が指導も併せて行う場合は、導入した対象牛のみを指導すれば良いのでしょうか？

(答) 1頭のみでの指導は出来ません。検定組合と連携して、導入を行った酪農家を含めて広く指導を行うようにしてください。

(Q 1 8) ホルスタイン種以外の品種は導入の対象になりますか？

(答) 対象となりますので、詳細は別途にお問い合わせください。

①ジャージー種

母牛の305日乳量が一定の要件を満たすことで40,000円の補助対象とします。また、あわせて、本牛が泌乳持続性の遺伝評価を持っている場合、+0.01以上は50,000円の補助対象とします。

②その他の品種（ホルスタイン種、ジャージー種以外）

母牛の305日乳量が一定の要件を満たすことで40,000円の補助対象とします。50,000円の補助対象となる要件はありません。

(Q 1 9) 対象牛がSNPによるゲノム評価以外の成績を持たない場合、導入の対象となりますか？（母牛の成績無し）

(答) 対象となりますが、ゲノム評価で上位1/3となければなりません。ゲノム評価で上位1/3であれば、同時に50,000円の対象となります。

(Q 2 0) 本牛と母牛がそれぞれEBV、PA、ゲノムと過去に持っていた場合、どのように考えれば良いのでしょうか？

(答) それぞれ最も良い成績を要件とします。

(Q 2 1) 12月までに実費が発生しない場合であっても、概算請求しないといけないのか？

(答) はい、少額であっても見込額を必ず概算請求してください。

(Q 2 2) 牛群改良インフォメーションは、繁殖台帳Webシステム以外ではプリント出来ないのでしょうか？

(答) 原則として、繁殖台帳Webシステムで各自プリントしてください。通信環境等の問題がある場合は、お問い合わせください。

(Q 2 3) 牛群改良インフォメーションでプリントされる情報より好成績なはずなのですが？

(答) 牛群改良インフォメーションは、過去データ遡り等に制限があります。過去に当団が発行した帳票の写し等で、成績を証明できれば、牛群改良インフォメーションに換えて利用して頂いて構いません。

(Q 2 4) 配合飼料の価格差補填に関する「基本契約」及び配合飼料の価格差補填に関する毎年度行われる数量契約の締結をしている場合、引き続き平成29年度において契約をしていることを確認するものとする。とあるが、資料として平成29年度の「数量契約」の写しがあれば良いか？

(答) 平成29年度数量契約の写しのみの保管でも良いのですが、基本契約も写しがとれるのであれば、保管願います。

(Q 2 5) 農業生産活動規範と配合飼料の価格補填については、最近の補助事業ではお決まりになっている。他の補助事業での指導実績や保管資料をもって転用しても良いか？

(答) 他に実績があるのであれば、その実績をもって本事業の要件を満たしたことにして構いません。